

汚染状態に関する基準等一覧表

令和3年9月現在

特定有害物質の種類		土壌溶出量基準 (mg/ℓ)	土壌含有量基準 (mg/kg)	第二溶出量基準 (mg/ℓ)	地下水基準(注) (mg/ℓ)
第一種特定有害物質 (揮発性有機化合物：VOC)	クロロエチレン	0.002以下	—	0.02以下	0.002以下
	四塩化炭素	0.002以下	—	0.02以下	0.002以下
	1,2-ジクロロエタン	0.004以下	—	0.04以下	0.004以下
	1,1-ジクロロエチレン	0.1以下	—	1以下	0.1以下
	1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	—	0.4以下	0.04以下
	1,3-ジクロロプロペン	0.002以下	—	0.02以下	0.002以下
	ジクロロメタン	0.02以下	—	0.2以下	0.02以下
	テトラクロロエチレン	0.01以下	—	0.1以下	0.01以下
	1,1,1-トリクロロエタン	1以下	—	3以下	1以下
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下	—	0.06以下	0.006以下
	トリクロロエチレン	0.01以下	—	0.1以下	0.01以下
	ベンゼン	0.01以下	—	0.1以下	0.1以下
	第二種特定有害物質 (重金属等)	カドミウム及びその化合物	0.003以下	45以下	0.09以下
六価クロム化合物		0.05以下	250以下	1.5以下	0.05以下
シアン化合物		検出されないこと	50以下(遊離シアンとして)	1以下	検出されないこと
水銀及びその化合物		水銀が0.0005以下かつ アルキル水銀が検出されないこと	15以下	水銀が0.005以下かつ アルキル水銀が検出されないこと	水銀が0.0005以下かつ アルキル水銀が検出されないこと
セレン及びその化合物		0.01以下	150以下	0.3以下	0.01以下
鉛及びその化合物		0.01以下	150以下	0.3以下	0.01以下
砒素及びその化合物		0.01以下	150以下	0.3以下	0.01以下
ふっ素及びその化合物		0.8以下	4000以下	24以下	0.8以下
ほう素及びその化合物	1以下	4000以下	30以下	1以下	
第三種特定有害物質 (農薬類/農薬、PCB)	シマジン	0.003以下	—	0.03以下	0.003以下
	チオベンカルブ	0.02以下	—	0.2以下	0.02以下
	チウラム	0.006以下	—	0.06以下	0.006以下
	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	—	0.003以下	検出されないこと
	有機りん化合物 ※	検出されないこと	—	1以下	検出されないこと

※：有機りんはパラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。

鹿島建設株式会社

(注)：地下水の水質により土壌汚染の状態の判定を行う場合の基準。地下水環境基準とは一部の特定有害物質やその基準値が異なる。